

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱

第一 協定対象派遣労働者に対して行う安全管理に関する措置及び給付

派遣元事業主がその雇用する協定対象派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第三十条の五に規定する協定対象派遣労働者をいう。以下同じ。）に対して行う安全管理に関する措置及び給付のうち、当該協定対象派遣労働者の職務の内容に密接に関連するものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理と認められる相違等が生じないようにすることが望ましいこととする。

第二 派遣労働者の待遇に関する説明等

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に対し、法第三十一条の二第四項の規定による説明を行うに当たっては、次の事項に留意することとする。

一 派遣労働者（協定対象派遣労働者を除く。以下この一及び二において同じ。）に対する説明の内容

1 派遣元事業主は、法第二十六条第七項及び第十項並びに第四十条第五項の規定により提供を受けた情報（以下「待遇等に関する情報」という。）に基づき、派遣労働者と比較対象労働者（法第二十六

条第八項に規定する比較対象労働者をいう。以下同じ。）との間の待遇の相違の内容及び理由について説明すること。

2 派遣元事業主は、派遣労働者と比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由として、次の(一)及び(二)に掲げる事項を説明すること。

(一) 派遣労働者及び比較対象労働者の待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項の相違の有無

(二) 次のイ又はロに掲げる事項

イ 派遣労働者及び比較対象労働者の待遇の個別具体的な内容

ロ 派遣労働者及び比較対象労働者の待遇に関する基準

3 派遣元事業主は、派遣労働者及び比較対象労働者の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、待遇の性質及び待遇を行う目的に照らして適切と認められるものに基づき、待遇の相違の理由を説明すること。

二 協定対象派遣労働者に対する説明の内容

1 派遣元事業主は、協定対象派遣労働者の賃金が法第三十条の四第一項第二号に掲げる事項であつて同項の協定（以下「協定」という。）で定めたもの及び同項第三号に関する当該協定の定めによる公正な評価に基づき決定されていることについて説明すること。

2 派遣元事業主は、協定対象派遣労働者の待遇（賃金、法第四十条第二項の教育訓練及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第三十二条の三各号に掲げる福利厚生施設を除く。）が法第三十条の四第一項第四号に基づき決定されていること等について、派遣労働者に対する説明の内容に準じて説明すること。

### 三 派遣労働者に対する説明の方法

派遣元事業主は、派遣労働者が説明の内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明することを基本とすること。ただし、説明すべき事項を全て記載した派遣労働者が容易に理解できる内容の資料を用いる場合には、当該資料を交付する等の方法でも差し支えないこと。

### 四 比較対象労働者との間の待遇の相違の内容等に変更があつたときの情報提供

派遣元事業主は、派遣労働者から求めがない場合でも、当該派遣労働者に対し、比較対象労働者との

間の待遇の相違の内容及び理由並びに法第三十条の三から第三十条の六までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項に変更があったときは、その内容を情報提供することが望ましいこと。

### 第三 待遇等に関する情報の保管及び使用

- 一 待遇等に関する情報のうち個人情報に該当するものの保管又は使用は、法第三十条の二、第三十条の三、第三十条の四第一項、第三十条の五及び第三十一条の二第四項の規定による待遇の確保等という目的（以下「待遇の確保等の目的」という。）の範囲に限られることとする。
- 二 派遣元事業主は、待遇等に関する情報のうち個人情報に該当しないものの保管又は使用を待遇の確保等の目的の範囲に限定する等適切に対応することとする。

### 第四 秘密の保持

待遇等に関する情報は、法第二十四条の四の秘密を守る義務の対象となるものであることとする。

### 第五 情報の提供

派遣元事業主は、協定を締結しているか否かの別並びに当該協定を締結している場合における協定対象

派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすることとする。

第六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 この告示は、平成三十二年四月一日から適用すること。

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱

## 第一 協定対象派遣労働者に対して行う安全管理に関する措置及び給付

派遣元事業主がその雇用する協定対象派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第三十条の五に規定する協定対象派遣労働者をいう。以下同じ。）に対して行う安全管理に関する措置及び給付のうち、当該協定対象派遣労働者の職務の内容に密接に関連するものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理と認められる相違等が生じないようにすることが望ましいこととする。

## 第二 派遣労働者の待遇に関する説明等

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に対し、法第三十一条の二第四項の規定による説明を行うに当たっては、次の事項に留意することとする。

一 派遣労働者（協定対象派遣労働者を除く。以下この一及び二において同じ。）に対する説明の内容

1 (H) 派遣元事業主は、法第二十六条第七項及び第十項並びに第四十条第五項の規定により提供を受けた情報（以下「待遇等に関する情報」という。）に基づき、派遣労働者と比較対象労働者（法第二十

六条第八項に規定する比較対象労働者をいう。以下同じ。）との間の待遇の相違の内容及び理由について説明すること。

2~~㉞~~ 派遣元事業主は、派遣労働者と比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由として、次の(一)~~㉞~~及び

(二)~~㉞~~に掲げる事項を説明すること。

(一)~~㉞~~ 派遣労働者及び比較対象労働者の待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項の相違の

有無

(二)~~㉞~~ 次のイ~~㉞~~又はロ~~㉞~~に掲げる事項

イ~~㉞~~ 派遣労働者及び比較対象労働者の待遇の個別具体的な内容

ロ~~㉞~~ 派遣労働者及び比較対象労働者の待遇に関する基準

3~~㉞~~ 派遣元事業主は、派遣労働者及び比較対象労働者の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範

囲その他の事情のうち、待遇の性質及び待遇を行う目的に照らして適切と認められるものに基づき、

待遇の相違の理由を説明すること。

二 協定対象派遣労働者に対する説明の内容

1(㊦) 派遣元事業主は、協定対象派遣労働者の賃金が法第三十条の四第一項第二号に掲げる事項であつて同項の協定（以下「協定」という。）で定めたもの及び同項第三号に関する当該協定の定めによる公正な評価に基づき決定されていることについて説明することとする。

2(㊦) 派遣元事業主は、協定対象派遣労働者の待遇（賃金、法第四十条第二項の教育訓練及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第三十二条の三各号に掲げる福利厚生施設を除く。）が法第三十条の四第一項第四号に基づき決定されていること等について、

派遣労働者（協定対象派遣労働者を除く。）に対する説明の内容に準じて説明することとする。

### 三 派遣労働者に対する説明の方法

派遣元事業主は、派遣労働者が説明の内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明することを基本とするものとする。ただし、説明すべき事項を全て記載した派遣労働者が容易に理解できる内容の資料を用いる場合には、当該資料を交付する等の方法でも差し支えないこととする。



### 四 比較対象労働者との間の待遇の相違の内容等に変更があつたときの情報提供

派遣元事業主は、派遣労働者から求めがない場合でも、当該派遣労働者に対し、比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに法第三十条の三から第三十条の六までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項に変更があったときは、その内容を情報提供することが望ましいこととする。

### 第三 待遇等に関する情報の保管及び使用

- 一 待遇等に関する情報のうち個人情報に該当するものの保管又は使用は、法第三十条の二、第三十条の三、第三十条の四第一項、第三十条の五及び第三十一条の二第四項の規定による待遇の確保等という目的（以下「待遇の確保等の目的」という。）の範囲に限られることとする。
- 二 派遣元事業主は、待遇等に関する情報のうち個人情報に該当しないものの保管又は使用を待遇の確保等の目的の範囲に限定する等適切に対応することとする。

### 第四 秘密の保持

待遇等に関する情報は、法第二十四条の四の秘密を守る義務の対象となるものであることとする。

### 第五 情報の提供

派遣元事業主は、協定を締結しているか否かの別並びに当該協定を締結している場合における協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすることとする。

第六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 この告示は、平成三十二年四月一日から適用する~~ものとする~~こと。